

# 南相馬市告示第201号

南相馬市交通・運輸事業者緊急支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年12月25日

南相馬市長 門馬 和夫

## 南相馬市交通・運輸事業者緊急支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、原油価格・物価高騰の影響により極めて厳しい経営環境にある交通・運輸事業者（以下「事業者」という。）の事業継続を支援するため、車両の維持等に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で支援金を交付することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通・運輸事業者 高速バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、トラック運送事業者及び自動車運転代行業者をいう。
- (2) 高速バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者で、同法第2条第8項に規定する事業用自動車のうち、乗合バス路線に供する車両（高速バス車両（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送に供する車両をいう。））を有し、同法第4条の許可を受けて一般旅客自動車運送事業を行うものをいう。
- (3) 貸切バス事業者 法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者であって、同法第4条の許可を受けて一般旅客自動車運送事業を行うものをいう。
- (4) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、同法第4条の許可を受けて一般旅客自動車運送事業を行うものをいう。
- (5) トラック運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同法第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者又は同法第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者をいう。
- (6) 自動車運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者をいう。

### (交付対象要件)

第3条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和8年1月1日時点で、市内に本社又は営業所（個人事業主にあっては住所）を有し、かつ、営業実績があり、今後も事業継続の意思があること。

(2) 交付対象者の代表者、役員又は使人その他従業員若しくは構成員等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び暴力団員等と関係を有する者

イ その他市長が適当でないと認める者

(交付対象車両)

第4条 交付金の交付対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす車両とする。

(1) 交付対象者が一般旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び自動車運輸代行業を実施するため使用する次に掲げる車両であり、自動車検査証記録事項における「使用の本拠の位置」が市内の住所である車両であること。

ア 高速バスとして使用される車両

イ 貸切バスとして使用される車両

ウ タクシーとして使用される車両

エ トラック運送事業として使用される車両（三輪の軽自動車及び二輪の自動車除く。）

オ 自動車運輸代行業の随伴用自動車として使用される車両

(2) 事業用自動車として国土交通省東北運輸局福島運輸支局長に届出がされており、令和8年1月1日時点で保有され、かつ、交付申請時点で廃車等により登録抹消されていない車両であること（自動車運輸代行業の随伴用自動車として使用される車両については、自家用自動車として登録されている車両も含む。）。ただし、令和8年1月1日時点で保有していた車両を廃車し、その代替車両として取得した車両については交付対象とみなし、新旧車両合わせて交付対象車両1台とする。

(支援金の交付額)

第5条 支援金の交付額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 高速バスとして使用される車両 車両1台あたり10万円

(2) 貸切バスとして使用される車両 車両1台あたり5万円

(3) タクシーとして使用される車両 車両1台あたり2万5,000円

(4) トラック運送事業として使用される車両 車両1台あたり1万5,000円

(5) 自動車運輸代行業の随伴用自動車として使用される車両 車両1台あたり7,500円

2 この告示による支援金は、1事業者1回限りとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする事業者は、交通・運輸事業者緊急支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和8年2月28日までに市長に提出しなければならない。ただし、第5号については該当車両がある場合、第6号については自動車運輸代行業に限る。

(1) 申請車両一覧表（様式第2号）

- (2) 交通・運輸事業を営んでいることを証明する書類の写し
- (3) 申請を行う車両の自動車検査証記録事項の写し(令和8年1月1日時点で保有していた車両の代替車両の場合はその旨証明する書類を添付すること。)
- (4) 市内に本社又は営業所(個人事業主にあっては住所)を有していることを証する書類(自動車検査証記録事項の写しで様式第1号記載の所在地等が確認できない場合のみ)
- (5) 損害賠償責任保険契約等の締結を証する書類
- (6) 振込先口座を確認できる通帳等の写し(口座番号、カナ氏名等が分かるもの)
- (7) その他市長が必要と認める書類  
(支援金の交付決定及び額の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、緊急支援金の交付決定又は不交付決定を行い、交通・運輸事業者緊急支援金交付決定通知書(様式第3号)又は交通・運輸事業者緊急支援金不交付決定通知書(様式第4号)により交付申請を行った交付対象者に通知するものとする。

(緊急支援金の交付)

第8条 市長は、前条による緊急支援金の交付決定及び額の確定を行った場合は、交付対象者に当該支援金を交付するものとする。

(実績報告及び額の確定)

第9条 規則第13条の規定による実績報告については、第6条第1項に規定する交通・運輸事業者緊急支援金交付申請書兼請求書をもってこれに代えるものとする。

2 規則第14条の規定による通知は、第7条に規定する交通・運輸事業者緊急支援金交付決定書をもって、これに代えるものとする。

(準用)

第10条 南相馬市補助金交付要綱(平成18年南相馬市告示第1号。以下「要綱」という。)

第12条から第14条まで、第16条及び第17条の規定は、この告示による支援金の交付について準用する。この場合において、要綱第12条から第14条まで、第16条及び第17条中「補助金」とあるのは「支援金」と読み替えるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた支援金の交付については、第8条から第10条までの規定は、同日以後もなお効力を有する。